破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５８号
岩手県奥州市前沢区駅東２丁目３番地９　サニーレジデンス・ナナＢ101号室、住民票上の住所岩手県奥州市前沢区生母字天王16番地７
債務者　前田　　伸
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第５９号
岩手県奥州市前沢区字養ケ森27番地３
債務者　猪股　悦子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第１２０８号
埼玉県新座市野火止４丁目17番８号　ノエルニイザ101号室
債務者　村野　達也
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２９号
埼玉県川口市大字安行藤八548番地の１　ヴァンテアン　203号
債務者　佐々木信男
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６２号
埼玉県鴻巣市箕田3878番地５　コーポアライＧ号室
債務者　及川　和雅
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８６号
埼玉県志木市幸町４丁目15番25号
債務者　齋藤　嘉人
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０７号
さいたま市北区土呂町１丁目47番地３　メゾン・ド・ミラベル201号
債務者　澤村　　瞳（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３７号
さいたま市北区日進町２丁目521番地　アドメゾン日進101
債務者　佐々木久美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４４号
埼玉県春日部市南５丁目１番８号　Ｓａｎｔａｎｄｅｒ春日部107号室、旧住所東京都江東区大島６丁目14番４―201号
債務者　古谷　真一
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５９２号
埼玉県草加市金明町233番地２　第２伸興ハイツ102号
債務者　秋山　征潔
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
長野市三輪９丁目20番６号　ハイツ岩村５号
債務者　田畑　千廣
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６０号
愛知県刈谷市天王町１丁目35番地、前住所愛知県刈谷市松栄町３丁目３番地２　サンコーポラス503号
債務者　加納千夏子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第４３４号
大阪府泉南市新家6175番地
債務者　谷口　彩菜
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４４１号
大阪府岸和田市下野町１丁目10番23号
債務者　小西たづ子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４４７号
大阪府貝塚市堤204番地
債務者　大野　裕美
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
大阪府岸和田市磯上町２丁目18番17号　雪亀住宅Ｄ棟５号
債務者　松川久光子
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４５５号
大阪府貝塚市浦田104番地
債務者　河合　吉之
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係